

—主な内容

- 大店法改正…………… 1 頁
 - 振興委員紹介…………… 2 頁
 - 54年度金融のご案内… 3 ~ 6 頁
 - 石油消費節減策…………… 7 頁

商工うつのみや

發行所
創立明治26年8月
宇都宮商工会議所
宇都宮市塙田1丁目
2番23号
〒320 電話 22-7151(代)
編集兼 金子浩藏
発行人 印刷所 三井印刷株式会社

宇都宮市の人口 367,769 人
当会議所会員 4,718 人

金利引上け

6月から



中興の祖

去を悼む

上
四

中興の社

去を悼む

國金など
下り続けた公定歩合が四月十七日に引上げられたのに伴い、国金中小公庫、農林中金など政府金融機関の貸出し金利が六月一日から〇・六%引上げられます。

A black and white portrait of Kōki Kōjō, an elderly man with glasses, wearing a dark suit, white shirt, and striped tie. He is smiling slightly and looking towards the camera. The background is a plain, light-colored wall.

ど文字通り寝食を忘れての努力をされ、会議所並びに本市商工業界の隆昌発展のため尽された功績はさわめて大なるものがある」と弔辭を述べ、故人の遺徳を称えた。小七氏は黒磯市・植竹三四郎氏の四男、宇都宮市・上野房之助氏の養子となり早稻田実業を卒業、三井物産勤務後、家業の上野呉服店を継いだ。大正十四年、父房之助の反対を押し切つて二荒山神社前に北関東で初めての上野百貨店を開業、昭和二十年から同五十年

会長の國鉄関係協会理事などは、会頭に一
緒褒章される。引け

訪中団員募集中！

期 間	訪 中 都 市	費 用
6 / 26~7 / 3	上海・北京	279,000円
8 / 21~8 / 30	上海・蘇州・南京・北京	298,000円

仲間が揃ったら、55年度分の友好訪中団のグループ申請を受付ています。

お問合せ



日本通運
宇都宮航空営業所
宇都宮市駅前通り1-2-1
電話 25-5061(代)

会議所の事業活動

- ① 政策の提言 ② 情報サービス ③ 相談サービス ④ 調整活動 ⑤ 地域福祉の推進

経営者のための、融資制度をご利用下さい

昭和54年度金融のご案内

※アンダーラインは本年度改正分です。

① 無保証人・無担保「マルケイ」貸付

○国の特別貸付なので、国金より貸出されます。

名 称	資 格	使 途	限 度 額	期 間	利 率	申込先	そ の 他
企 経 営 改 善 貸 付	1. 従業員20人以下(商業は5人以下)の小規模企業。事業主、家族、臨時、パート、法人の役員は除かれます。 2. 当所の経営指導を6ヶ月以上受けている個人、法人 3. 市内に同一事業を1年以上営業 4. 税金(所、事、住、法の各税)の滞納がないこと 5. その他、多少の制約があります。	運 転 資 金	250万円	2年6ヶ月以内 (3ヶ月割置)	年 6.6%	当 所	○運転、設備を同時に使うときは、300万円が限度額です。 ○環衛関係の設備は、別扱になります。 ○保証協会の保証もつきません。 ○当会議所会頭の推せんが必要です。 ○返済は均等月賦払。 ○預金の必要ありません。
		設 备 資 金	300万円	4年以内 (6ヶ月割置)			

② 倒 産 防 止 共 治 制 度

名 称	資 格	使 途	限 度 額	期 間	利 率	申込先	そ の 他
中 小 企 業 倒 産 防 止 貸 付	1. 中小企業倒産防止共治制度に加入している場合がないこと。 2. 1年以内に6ヶ月以上経過した加入者の取引が先企業が倒産し、光掛金債権の回収が困難となつた場合に共済金の貸付が受けられます。	運 転 資 金	掛金総額の10倍相当する額が保証額のいづれか少ない額になります。	5年(据置期間 6ヶ月を含む)	無 利 子	当 所	○無担保、無保証人

③ 市 の 融 資 制 度

(申込先は、当所又は市の融資振興会 212222)

名 称	資 格	使 途	限 度 額	期 間	保 証 人	利 率	取扱金 銀行
設 備 資 金	業者当市内又は年以上組合などに事業を営む中小企業	機械設備の設置 店舗・作業場など事業に使用する建物やこれに附帯する施設の新・増・改築(設)	年間1,000万円 (組合は4,000万円)	300万円まで5年内 300万円を超える場合は7年内 800万円超10年内 (6ヶ月割置後月賦返済)	1名以上 (法人は2名以上)	年 6.5%以内	市内にある各種金融機関の本支店
公 害 防 止 施 設 資 金	公害防止施設の設置に必要な資金	年間1,000万円	800万円まで7年内 800万円超10年内 (6ヶ月割置後月賦返済)	同 上			
工 場 立 地 金	瑞穂野団地(工業用地)に進出するために必要な資金	1企業2,000万円	10年内 (1年割置後月賦返済)	同 上		年 6.2%以内	
商 工 振 興 資 金	商工総合理化・取扱品種の転換・大型店への入店・消防用設備・溶接機器・新規品・新技術の生産・販売・下請代金の支払延滞・受注単価の引下げ・受注商品の切換・円高の影響などに必要な資金	運転資金 1企業500万円 設備資金 1企業500万円	3年内 (6ヶ月割置後月賦返済)	同 上			
運 転 資 金	原材料・商品仕入などに必要な資金	1回300万円	3年内 (6ヶ月割置後月賦返済)	同 上	年 6.5%以内		
季 節 経 営 安 定 資 金	原材料・商品仕入などに必要な資金	1企業300万円	夏 期 6月1日~10月31日 冬 年始 11月1日~5月31日	同 上	市で定める金利		

④ 国 金 (国民金融公庫) の融資制度

名 称	資 格	使 途	限 度 額	期 間	利 率、条件、その他
普 通 貸 付	一般の中小企業(個人、法人)	運 転 資 金 設備資金	1,500万円以内 (5年以内 6ヶ月以内 7ヶ月以内含む)		○利用できるかたは原則として資本金1000万円以上、または従業員100人以下の方です。(ただし商業サービス業は10人以下です)。
食 品 貸 付	・食料品小売業 青果、魚介類、米穀、酒類、乳類、パン菓子 ・食料品製造小売業 パン、めん類、とうふ、水産練製品、漬物、うさぎ、菓子、乳酸菌飲料 ・総合食料品小売	店舗、機械などの設備資金 共同購入運転資金	2,200万円以内 (事業協同組合等に 限り7,000万円以内)	10年以内 (据置2年以内含む)	○利率は7.7%です が設備により特別利率が摘要されます。 ○返済は原則として融資払い又は一時払いです。 ○保証人は1名以上必要です。 ○粗保約500万円以上は原則として微します。
流 通 貸 付	・卸売業及び小売業 ボランタリー・シェーン本部	セルフサービス店・集配センターなどの設備資金、及びショッピングセンターなどへの入居資金、ボランタリー・シェーン本部の共同仕入資金	2,200万円以内 (運転資金は 1,500万円以内)	10年以内 (据置2年以内含む)	○返済は原則として融資払い又は一時払いです。 ○保証人は1名以上必要です。 ○粗保約500万円以上は原則として微します。 ○粗保は原則として保証人を必要としないことがあります。
安 全 貸 付	産業安全衛生施設を必要とする中小企業、家内労働者及び家内労働者に直接仕事を委託する委託者、液化ガス類の製造または販売業、消防警報または避難設備を必要とする中小企業	安全衛生施設などの設備資金 防災施設	2,500万円以内	10年以内 (据置2年以内含む)	○粗保は原則として保証人を必要としないことがあります。
公 害 防 止 貸 付	・汚水、騒音などの産業公害を防止する施設を必要とする中小企業 ・公害規制区域から工場を移転しようとする中小企業	公害防止施設などの設備資金、公害防止事業者の事業者負担金、工場移転に伴つて必要な設備資金	2,500万円以内	10年以内 (据置2年以内含む)	○粗保は原則として保証人を必要としないことがあります。
事 業 転 換 貸 付	事業の転換を行なうとする輸出関連中小企業、及び公害を発生している中小企業	事業を転換するために必要とする設備資金	2,200万円以内	10年以内 (据置2年以内含む)	
市 街 地 貸 付	一般の中小企業(個人、法人)	市街地整備などの公共事業の施行に伴つて必要な設備資金	2,200万円以内	10年以内 (据置2年以内含む)	
省 力 化 貸 付	製 造 業	省力化に役立つ機械設備	2,200万円以内	10年以内 (据置2年以内含む)	
過 密 公 害 移 転 貸 付	・公害防止のため特定地域へ工場を移転する方 ・法に定める過密地域から適正地域へ工場を移転する方	土地・建物・機械	2,200万円以内	年 (据置2年以内含む)	○返済は給付金を充当します。 ○保証人は1名以上必要です。
恩 贈 担 保 貸 付	恩給・扶助料などの受給者	事業資金のほか結婚資金、学費、住宅資金など消費資金でも結構です	130万円以内、ただし手取額の3年以内	4年以内	○返済は給付金を充当します。 ○保証人は1名以上必要です。
国 債 担 保 貸 付	国債の記名者	事業資金	給付金及び農地国債20万円以内 引揚者国債15万円以内	国債最終償還日までの期間内	○返済は国債の償還金を充当します。
環 衛 貸 付 (受 託 貸 付)	飲食業、喫茶店、食肉食鳥肉販売業、冰雪販売業、理容業、美容業、興業業、旅館業、浴場業、クリーニング業	店舗、機械などの設備資金	2,200万円以内 (ただし特別の場合には2,200万円をこえること)とができます。	10年以内 (据置2年以内含む)	○利率、返済、保証人、担保等については普通貸付、食品貸付等の欄をご参照下さい。
経 經 営 改 善 貸 付	前記1保証人・担保なしのマルケイ貸付と同じ				○利率は年6.6%です。 ○保証人、担保は不要です。
(環) 環 衛 改 善 貸 付 (受 託 貸 付)	環境衛生関係営業者であって、環境衛生同業組合理事長等の推薦を受けた小企業	設備資金	300万円以内 (据置6ヶ月以内含む)	4年以内 (据置6ヶ月以内含む)	○利率は年6.6%です。 ○保証人、担保は不要です。
從 業 員 独 立 開 業 資 金 貸 付	中小企業の従業員(家族を除く)で、現に雇用されている企業と同一業種の営業を新たに営もうとする方。但し、勤務年数(8~10年以上)年令(26~30才以上)の条件があります。	運転資金 設備資金	1,500万円以内 1,800万円以内 (据置2年以内含む)	5年以内 (据置2年以内含む) 7年以内 (据置2年以内含む)	○利率、返済、保証人、担保等については普通貸付と同じです。

元宇都宮商工会議所会頭、故上野小七氏に対する弔辞の中で高橋栄作は、「宇都宮の商工業者に訴う」という一文こそ会頭の将来を思う至誠と情熱と信念そのものである、と述べております。

会頭の心が、人のため世のためになることを信条として商人の道一筋を貫かれた上野氏の日頃の所信を述べたもので、ここにその要旨をご紹介します。

商人は由来、直接の利益がな



サー、頑張れニューフェイス!

昭和54年度 新入社員講習会
4月18日(水)、勤労青少年ホーム、受講生106人(男27、女79)

最近は、パートで働きたいとい
う主婦が多くなっています。
ところで、パート収入というう
る内職や外交員の収入などいろいろな

あります。ここでは、主婦のパート収入が給与だけの場合、所得税がどのようになるかを説明してみ

ましょ。

主婦のパートと税金

⑥ 県の融資制度

⑥ 県の融資制度										
利率の()書きは、信用保証付きの場合の貸出利率、以下同じ										
名称	資格	用途	限度額	期間	利率	取扱金融機関	申込先	主管課		
中小企業運転資金	中小企業者 (資本金5,000万円以下または従業員300人以下の法人および個人)	運転資金を原則とする	一企業 700万円 一組合 3,500万円	1年以内	年 5.8% (5.6)	足利銀行 栃木相互銀行 信用金庫 信託商工組合	取扱金融機関	中小企業課		
小規模企業無担保資金	常時使用する従業員が5人以下の法人または個人	新規運転資金	300万円	~	年 5.8% 以内 (5.6)	信用金庫	~	~		
中小企業経営安定資金	○倒産連絡中小企業 ○債務の回収が困難な者 ○大型店に進出する者又は、大型店により売上げの減少した者の ○市町村の罹災証明を受けた者 ○円相場の高騰により影響を受けた者 ○その他	運転資金	1企業 2,000万円以内	3年以内 (内半年以内報置可)	年 5.3% (5.1)	銀行 相互信託商工組合	銀行 金庫	~		
				知事が特に必要と認めた者 5年 (内半年以内報置可)	年 5.5% (5.3)					
店舗	従業員20人以下の物品販売業、大衆飲食店、クリーニング、理・美容業	①店舗改造及び改善に必要な資金 ②施設改修に必要な資金	店舗・施設ともそれぞれ1企業・500万円 共同店舗5,000万円 ただし、いずれも所要経費の70%まで	6年(6ヶ月据置、66回月賦均等償還)	年 5.8% 以内 (5.6)	~	商工会議所、商工会议所を経由して取扱金融機関	~		
機械設備	資本金1,000万円以下または従業員30人以下の法人および個人の製造業、建設業、サービス業(クリーニング業、自動車修理業、農業機械整備業のみ)	①製造業者は、生産、加工、試験または検査に使用する機械設備 ②その他の業種は合理化に直接必要とする機械設備等	1企業 500万円	5年(6ヶ月据置、54回月賦均等償還)	~	~	~	~		
中小企業設備等整備資金	従業員30人以下の法人および個人の製造業	工場の新・増・改築に必要な資金	1企業 500万円 ただし所要経費の70%まで	店舗資金と同じ	~	~	~	~		
アパートメント	大型店の所在する市町村に店舗を有する小売店	テナント出店に必要な内装設備資金	1企業 500万円 ただし所要経費の70%まで	~	~	~	~	~		
商店街整備	第35回国体市場市町村の商店街の中小企業者	商店街の環境整備	1企業 1,000万円 ただし所要経費の80%まで	~	~	~	~	~		
小規模企業共済融資制度	小規模企業共済制度に加入し、36ヶ月以上掛金を完納している者	運転資金 設備資金	1企業 300万円 又は、掛金納付額の3倍のいずれか低いほうの額。	3年以内	年 5.5%	栃木相互銀行 足利銀行	商工会議所、商工会议所又は、取扱金融機関	~		
期間延長資金	年末中小企業振興資金の融資を受けたもの	運転資金	年末資金融資額の範囲内	7月2日まで	保証協会保証付金利	足利銀行 栃木相互銀行 信用金庫 信託商工組合	年末資金の融資を受けた金融機関	~		
夏季資金	資本金5,000万円以下または従業員300人以下の法人または個人協同組合等	運転資金	1企業 500万円 1組合 5,000万円	6月1日から 11月1日まで	年 5.6% 以内 (5.4)	~	取扱金融機関	~		
福 中 小 企 業 労 勤 福 祉 施 設 資 金 貸 付 金	従業員300人以下の法人または個人(資本金1億円以下に限る。ただし、小売業・サービス業は資本金1,000万円以下、従業員50人以下、卸売業は資本金3,000万円以下、従業員100人以下) 中小企業団体の組織に関する法律に基づく組合等	①従業員のための住宅施設 ②食堂、調理室、売店、企業内託児施設、自転車置場等の厚生施設 ③更衣室、浴室、便所等の保健衛生施設 ④運動施設等の体育文化施設	所要経費の70%以内で5年(6ヶ月据置54回月賦均等償還)	年 5.0%	銀相信託商工組合	銀行 金庫	労政事務所を経由して取扱金融機関	労政課 労政事務所		
公害防止施設整備等資金	中小企業者で、知事が公害防止施設の設置または公害防止のため工場等を移転及び産業廃棄物処理施設を設置することを必要と認めたもの	①公害防止施設一般 ②移転に要する経費 ③産業廃棄物処理施設に要する経費	設置費または移転費の75%以内で50万円以上、500万円以内(ただし移転にあっては200万円以上2,000万円以内)	7年以内(据置1年、6年月賦均等償還)	年 3.5% 以内	~	市町村公害担当課	公害対策課		
円高不況対策特別資金	円相場の高騰により影響を受けた者 中小企業信用保険法第2条第4項第3号に基づき認定を受けた者	運転資金	1,000万円	3年以内(うち半年以内据置)	年 4.8%	~	取扱金融機関	中小企業課		

⑤ 国の融資制度

名称	条件	対象者	用途	限度額	期間	利率	取扱金融機関	申込先
(1) 工場等集団化資金	①協同組合等の組合員は、同一業種、関連業種に属する製造業、これら組合員たる特定中小事業者または企業組合の数20人以上 ②組合員の%以上が同地内で工場または倉庫を設置するもの ③組合員たる特定中小事業者の数が20人以上 ④組合員または所属員の%以上が同地内で店舗または倉庫の全部あるいは一部を移転 ⑤協同組合等が同地内で共同施設事業を行なうもの	事業組合、事業協同小組合、これら組合員たる特定中小事業者	土建	貸付対象額の65%以内	15年 (3年据置き12年均等償還)	年 2.7%	直接貸付	市町村の商工担当課
(2) 店舗集団化資金	①原則として全組合員が卸売業を行うこと ②すべてが同一の団地に集団して店舗または倉庫を設置する ③組合員たる特定中小事業者の数が20人以上 ④組合員または所属員の%以上が同地内で店舗または倉庫の全部あるいは一部を移転 ⑤協同組合等が同地内で共同施設事業を行なうもの	~	~	~	~	~	~	~
(3) 工場共同化資金	①協同組合員の数が10名以上で、すべてが特定中小事業者 ②組合員の%以上が從業員の数20人以下の者であること ③組合員のすべてが同一業種、関連業種に属する製造業 ④協同組合等が共同施設事業を行なうもの	~	~	~	16年 (2年据置き14年均等償還)	無利子	~	~
(4) 商店街近代化資金	①組合または連合会の組合員の%以上が改造後の商店街が形成されるべき一定の土地の区域に店舗その他施設を設置するもの ②組合員の数30人以上 ③組合員が小売商業を営む中小商業であること ④共同組合等が適切な共同施設事業を行なうもの	事業協同組合、事業協同小組合、連合会、商工組合、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、これら組合員、所属員	土建又は構築物	貸付対象額の65%以内	15年 (2年据置き12年均等償還)	年 2.7%	~	~
(5) 小売商業店舗共同化資金	①協同組合等が共同店舗を設置し、かつ組合員すべてが共同店舗で小売業を営むこと ②組合員が5人以上 ③組合員はすべて商業、組合員の70%以上が小売商業を営む中小商業者 ④協同組合等が共同店舗の組合員の事業に関し共同施設事業を行なうもの ⑤合併または出資に基づいて設立される会社が店舗を設置し、かつ店舗において商品部門別に販売管理を行って、各種物品販売業またはセルフサービス方式による物品販売業を主たる事業として営むもの ⑥合併または出資をしようとする者の数が5人以上 ⑦すべて商業を営む者	事業協同組合、事業協同小組合、協業組合	~	~	12年 (2年据置き10年均等償還)	~	~	~
会社の場合	⑧合併または出資に基づいて設立される会社が店舗を設置し、かつ店舗において商品部門別に販売管理を行って、各種物品販売業またはセルフサービス方式による物品販売業を主たる事業として営むもの ⑨出資をしようとする者の数が5人以上 ⑩すべて商業を営む者	中小小売商の会 共同出資会社	~	~	~	~	~	~
(6) 計算事務共同化資金	①組合員と組合の間に、組合の行う計算事務共同化事業を継続的に利用すべき旨を内容とする契約を締結すること等、この事業が組合員に十分利用されようになつていていること ②組合員の数30人以上 ③組合員の70%以上が特定中小事業者または企業組合であること	事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、同連合会、商店街振興組合、同連合会	土建 電子計算機 および附属設備	~	~	~	~	~
会社の場合	⑪該当会社に出资している特定中小事業者のすべてがその会社との間に会社の行う計算事務共同化事業を継続的に利用すべき旨を内容とする契約を締結すること等この事業が出资者によって利用されるようになつていていること ⑫出資特定中小事業者の数が30人以上 ⑬出資をしているものの70%以上が特定中小事業者でその所有出資額がその総数の70%以上	中小事業者の共同出資会社	~	~	~	~	~	~
(7) 小売商業連鎖化資金 (ボランタリーチェーン)	①組合または組合員が小売業を営む組合員のため物品を購買し、かつ、所属小売業者に対し販売する事業その他の経営の合理化を図るために適切な事業を行なうもの ②小売業者の数30人以上 ③組合員の90%以上が小売業者であること	事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、その組合員等でそれらの組合等から小売商業連鎖化事業に係る委託を受けている中小企業者	土建	~	~	~	~	~
会社の場合	④当該会社に出资している中小商業者であつて小売業者を営むものにため物品を購買し、かつ小売業者に対し販売する事業その他の経営の合理化を図るために適切な事業を行なうもの ⑤出資小売業者の数30人以上 ⑥出資小売業者の70%以上が出資小売業者	中小商業者の共同出資会社	~	~	~	~	~	~
(8) 共同施設資金	①事業協同組合、事業協同小組合または同連合会がその組合員たる特定中小事業者の事業に關して行なう共同施設事業 ②商工組合または同連合会が、その組合員たる特定中小事業者の事業に關して行なう共同施設事業 ③商店街振興組合または同連合会が、その組合員たる特定中小事業者の事業に關して行なう共同施設事業 ④環境衛生同業組合または同連合会であつて、中小企業者であるものが行なう事業 ⑤企業組合または協業組合が、その経営の合理化を図るために行なう組合員の事業に関する共同施設事業	事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商店街振興組合、同連合会、環境衛生同業組合、同連合会、企業組合、協業組合	土建 地物 又は構築物	~	~	~	~	~
(9) 企業合同資金	①中小企業近代化促進法第8条の規定によって主務大臣の承認を受けた合併後存続する会社(新合併)もしくは合併により設立された会社(新設合併)であること ②当該承認に係る出資を受けた会社もしくはその出資をもとづいて設立された会社(共同出資)であること	中小企業の合併会社、共同出資会社、中小企業から出資を受けた中小企業者たる会社	~	~	~	~	~	市町村の商工担当課
(10) 共同公害防止資金	中小企業者の事業者の事業活動に伴う副次的に生ずる公害を防止する施設であつて、工場および事業場が集中して、これらの事業活動に伴う水質の汚濁によって公害が著しくまたは著しくなるおそれがある地域において行なわれるための公害防止施設であること	事業協同組合小組合、協同組合連合会、その他	土建 地物 または構築物	貸付対象額の80%以内	15年 (2年据置き13年均等償還)	無利子	~	~

